

追加登録選手の手続きについて

追加登録を行いたい選手が発生した場合は、以下の要領にて追加登録申請を実施してください。

1. 神栖市サッカー協会 第1種加盟選手追加登録申請書に必要事項を全て記入すること。
2. 必要事項に空白・虚偽があった場合は承認しない。
3. 代表者印を忘れないこと。
4. 必要事項を記入した神栖市サッカー協会 第1種加盟選手追加登録申請書を事務局に申請すること。
5. 追加登録は、神栖市内居住者及び神栖市内に勤務している者に限る。
6. 追加申請は、その年度の5月1日から5月25日までの必着とし、以降の追加申請は行わない。
7. 神栖市サッカー協会 第1種加盟選手追加登録申請書が到着後、本会にて審議し承認されれば、登録選手追加承認書をチーム宛に郵送する。
8. 追加登録が本会にて承認されれば、6月1日以降のリーグ戦より公式戦の出場を認めることとする。
9. 登録選手追加承認書に記載してある出場期日より前に公式戦に出場した場合は、追加登録を取り消すとともに当該チームも罰することとする。

送り先

〒314-0408

神栖市波崎9572-1

神栖市波崎体育館

神栖市サッカー協会 事務局 小室 典隆 宛